

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新型インフルエンザの予防接種の開始に伴い、総合療育センター及び鳥取療育園における新型インフルエンザの予防接種料を定める。

2 規則の概要

(1) 総合療育センター及び鳥取療育園の利用における新型インフルエンザの1回当たりの予防接種料は、3,600円(1回目の予防接種を総合療育センター又は鳥取療育園において受けた者が2回目の予防接種を同じ施設において受ける場合にあっては、2,550円)とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

港湾法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

港湾利用者の利便性を向上させるため、港湾施設使用等許可の申請書について、国の定める共通様式を使用できるように所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 港湾施設使用等許可の申請書の様式を国内共通様式に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。